

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家利用細則

制定 平成18年 4月1日
改正 平成26年 9月3日
改正 平成29年10月1日
改正 平成30年10月1日
改正 平成31年 2月1日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家(以下「交流の家」という。)の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則(平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-1号)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(利用の申し込み)

第2条 交流の家を利用しようとする者は、所定の申込書を次の表に定める受付期間内に所長に提出するものとする。

利用人数・利用形態	受付開始時期	申込期限
10名以上の団体	次年度利用受付 10月1日10:00 今年度利用受付 随時	原則として、利用日の1ヶ月前
9名以下の団体	3ヶ月前	
日帰りの団体	2ヶ月前	利用日の前日

2 前項の規程にかかわらず、小・中・高・特別支援学校の学校団体については、所定の申込書を次の表に定める受付期間内に所長に提出することで、次年度の先行予約をすることができる。

学校団体	受付開始時期	申込期限
当該年度の利用実績のない学校団体(10団体程度)	6月中旬	6月中旬～下旬
当該年度の利用実績のある学校団体	6月下旬	6月下旬～7月上旬

(活動計画書の提出)

第3条 利用者は、利用予定日の2ヶ月前までに活動計画書(様式1、2)を提出するものとする。

2 利用予定日が2ヶ月を切っている場合には利用内定後、直ちに活動計画書(様式1、2)を提出するものとする。

(利用の承諾の通知)

第4条 前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況等を勘案して利用の諾否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(禁止事項)

第5条 交流の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とする活動

(食事等)

第6条 利用者の食事は交流の家の食堂において提供するものとする。利用日の1ヶ月前までに食事申込書(様式3)、状況に応じて食物アレルギー事前確認票(様式4)を提出するものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。
- 3 教材を購入する場合は、利用予定日の1ヶ月前までに教材申込書(様式5)を食堂に提出し、費用は利用者の負担とする。利用予定日が1ヶ月を切っている場合には直ちに提出するものとする。

(利用者の入・退所等)

第7条 利用者の入・退所等時間は、原則として9時から16時までの間とする。

- 2 利用者は、交流の家の生活に関するオリエンテーションを事前に視聴するものとする。ただし事前視聴が困難な場合、入所後オリエンテーションを受けるものとする。
- 3 利用者は、入所時に利用者名簿(宿泊者用)(様式6)及び利用者名簿(日帰り者用)(様式7)、利用団体票(様式8両面)を提出するものとする。ただし、様式6、7に即した内容であれば任意の書式で提出できるものとする。

(飲酒許可申請書兼許可書)

第8条 利用者は、懇親会等で飲酒を希望する場合は、予め、飲酒許可申請書兼許可書(様式9)を利用の申込時に提出し所長に申し込むものとする。

- 2 所長は、前項による申し込みがあった場合、飲酒の可否を決定し、許可する場合は場所及び時間を指定のうえ、当該申込者に通知する。
- 3 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(標準生活時間)

第9条 利用者は、所長の定める標準生活時間(別表)により生活するものとする。

- 2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第10条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(破損亡失の弁償責任)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第12条 利用者は、交流の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

- 2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第13条 所長は、交流の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取り消すことができる。

- 一 第5条各号及び第12条第1項に違反するおそれがある場合
- 二 利用する2ヶ月前までに連絡がとれず、かつ活動計画書(様式1、2)が提出されない場合
- 三 その他所長が特に必要と認めた場合

(キャンセルについて)

第14条 利用者は、予約利用日に利用ができなくなった場合は利用取消連絡票(様式10)を提出することにより、キャンセルすることができる。または、利用予定日を提示し必要事項を記入した任意の書式を提出することによりキャンセルすることができる。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については所長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 名称を「国立赤城青少年交流の家利用規則細則」から「国立赤城青少年交流の家利用細則」に改め、この細則を平成26年9月3日から施行する。
- 3 この細則は、平成29年10月1日から施行する。
- 4 この細則は、平成30年10月1日から施行する。
- 5 この細則は、平成31年 2月1日から施行する。

別表

標準生活時間

6:00	起床・寝具整理・洗面・清掃
7:00	朝のつどい
7:20～9:00	朝食 ※退所日の朝8:45～退所点検
9:00～12:00	午前の活動時間
12:00～13:30	昼食
13:30～16:30	午後の活動時間
16:30	代表者会議
17:00	夕べのつどい
17:30～19:00	夕食
19:00～22:00	夜の活動時間(屋外は、～21:00)
～23:00	片付け・就寝

注意事項

◆入退所可能時間

9:00～16:00

◆研修可能時間

開始… 9:00～

終了…21:00(屋外)

22:00(屋内)

◆入浴時間

<4～10月>

17:30～23:00

<11～3月>

19:30～23:00